

記 入 例

この申出書は資格喪失の際、被保険者証の保険者が「雪の聖母会健康保険組合」であった方が申し出る用紙です。

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

◎記入方法は別紙「記入例」をご覧ください。

①	被保険者証の記号および番号	記号	1	番号	12345
②	申出者の生年月日	昭和・平成 ○○年○月○日			
③	申出者の氏名	(フリガナ) ケンボ	(フリガナ) タロウ	②	
	(氏) 健保	(名) 太郎			
④	性別	男・女 ③			
⑤	申出者の住所	〒 830 - ○○○○ (フリガナ) フクオカケン クルメシ ○○マチ 123-12 △△マンション 201 福岡 都府 久留米市○○町123-12 △△マンション 201			
⑥	電話番号	0942 (○○) ××××			
⑦	被扶養者の有無	有・無 「有」の場合は、下記の「健康保険 被扶養者届【資格取得時】」を記入してください。			
⑧	勤務していた事業所名称等	事業所名称 社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院			
		事業所所在地 福岡県久留米市津福本町422			
		資格喪失年月日(退職日の翌日) 〇〇年〇月〇日			
⑨	保険料の納付方法	保険料の納付方法について、次のいずれか一つに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 <input type="checkbox"/> 毎月納付 <input checked="" type="checkbox"/> 6カ月前納 <input type="checkbox"/> 12カ月前納 <small>※「6カ月前納」および「12カ月前納」を希望された場合、資格取得年月日(上記⑧欄の資格喪失年月日)の属する月の月末までに前納保険料を納付していただく必要があります。</small>			

① 勤務していた時に使用していた被保険者証の記号・番号を記入してください。

② 申出者本人が氏名を署名した場合は、押印は不要です。申出者以外の方が記入する場合は、押印を省略することはできません。

③ 住所は、アパート名、棟室、番号まで記入してください。

④ 市外局番から記入してください。また、携帯電話の番号でも構いません。

⑤ 扶養者がいる場合は、「有」を「○」で囲み、下記の「健康保険 被扶養者届【資格取得時】」に必要事項を記入してください。

⑥ 勤務していた時の事業所名称、事業所所在地、資格喪失年月日(退職日の翌日)を記入してください。

⑦ 退職日の翌日が任意継続被保険者の資格取得日になります。資格取得日の属する月から保険料納付が必要です。

⑧ 保険料の納付方法について、「毎月納付」「6カ月前納」「12カ月前納」のいずれか一つに をつけてください。保険料の納付方法等については、「別紙」をご覧ください。

⑨ 被扶養者となられる方について、必要事項を記入してください。

⑩ 高校生以上の学生の方は、職業欄に在学中の学校名および学年(××高校○年、○○大学○年)を記入してください。

健康保険 被扶養者届【資格取得時】

・任意継続被保険者の資格取得時に、被扶養者となられる方について記入してください。
 ・資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者(異動)届」を提出してください。

被扶養者欄	⑩ 被扶養者の氏名	⑪ 被扶養者の生年月日	⑫ 性別	⑬ 続柄	⑭ 職業	⑮ 年間収入	⑯ 同居別居の別
被扶養者欄	(フリガナ) ケンボ ハナコ 健保 花子	昭和 〇年〇月〇日 平成 〇年〇月〇日	男・女 妻	主婦	0 万円	同居・別居	
	(フリガナ) ケンボ イチロウ 健保 一郎	昭和 〇年〇月〇日 平成 〇年〇月〇日	男・女 子	〇〇高校 2年	0 万円	同居・別居	
	(フリガナ)	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男・女		万円	同居・別居	
	(フリガナ)	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	男・女		万円	同居・別居	

⑰ 扶養に関する申立欄

※ 添付書類が提出できない事情がある場合は、その理由を記入してください。

上記の事実と相違ありません。 資格取得申出者氏名 ⑱

⑱ 配偶者が申出者の扶養とならないときは、その配偶者の年間収入を記入してください。 万円

受付日付印



【任意継続被保険者になるためには】

- ・任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要です。
- (1) 退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。
- (2) 退職日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に、雪の聖母会健康保険組合へ資格取得申出書を提出すること。

【提出期間】

- ・退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に提出してください。なお、やむを得ない正当な理由(天災地変、交通・通信関係のスト等)があると認められる場合は、この限りではありません。
- ・郵送による提出もできます。20日以内に雪の聖母会健康保険組合必着となるよう提出してください。

【保険料納付書の発行について】

- ・勤務していた事業所より資格喪失届が雪の聖母会健康保険組合に提出され、その手続きが完了した後、被保険者証と初回(前納)保険料の納付書を発行いたします。